公開法、情報公開条例も日本の自治体の情報公開条例を参考にしているぐらいである。日本の自治体も各地域でもっと創意工夫を生かして情報公開条例を変えていけばいいと考えている。
情報公開法要綱案はまだまだ、内容的に不十分だという意見もあるが、私自身は60～70点ぐらいはつけてもいい。たとえば東京都の情報公開条例は50点であり、これら自治体の情報公開条例が改良されたものであるという評価ができる。一方で、今の自治体の条例にもまだまだ改良する余地があるということも強調したい。各自治体の情報公開条例の改良余地としては、例えば現在情報公開の対象となっていない各都道府県の警察（公安委員会）を対象とすることがあげられる。情報公開法で警察も対象となることが予想されるのに、各県の警察が対象とならないのは矛盾が生じることになるからである。

要綱案に関する論点としては対象となる情報の範囲が特に問題となる。要綱案の第２で、行政文書の定義が「行政機関の職員が職務上作成し又は取得した文書・図画・写真・フィルム・磁気テープその他政令で定めるものであって、・・・」と定められているが、ここで注目したいのは「その他政令で定めるもの」に何を含めるかということである。磁気ディスク（光ディスク、フロッピーディスク）が含まれると考えられるが、ただ政令で定めるとされている点があいまいである。自治体は電子情報については全く対象としていないのが現状である。会計帳簿などについても、印刷されたものに一部墨塗りをして公開するなどしている。情報公開を請求した側ではそれらの書類を再びコンピュータで打ち込んで整理することが必要になる。また、会議録、議事録については電子情報で公開してもらえると効果を発揮する。
日本で唯一、電子情報を公開しているのは北海道の新得町である。ここは情報公開条例はないがガイドラインを作成しており、議会の予算委員会の議事録もフロッピーで公開している。８００ページにもわたる資料なので４枚のフロッピーになるが紙の資料をコピーすることと比較すると非常に便利である。このように、電子情報で公開してもらえると、自治体職員の手間・コスト・資源の節約にもつながる。それ以上に重要なのは情報の検索が容易になるということである。例えば他の自治体の情報を得ることが簡単になる。
省庁では、すでにプレスリリース（記者発表）資料やいくつかの審議会の議事録はオンラインで提供されており、これらを拡充していくことが必要である。米国では電子情報自由法を制定し、今年４月から例えば日本からでも電子メールで取り寄せることもできる。一部情報についてはオンラインで取り寄せることができるという状況になっている。日本の情報公開法を制定する際にも、対象として磁気ディスクなどと明記されることが望ましい。

また、行政文書の定義として、「・・・当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているもの・・・」という条件がついている。この文言の意図は、自治体の情報公開条例の多くでは対象となる文書が決裁（回覧して責任者が押印をすること）が済んだものに限定されているが、これでは範囲が狭すぎるので、組織的に用いるものであれば決裁が済んだものでなくても情報公開の対象とするという意味である。省庁から自治体へ出される質問書は、重要な資料であるにも関わらず決裁文書でないということで請求しても「文書不存在」ということで却下されてしまう。そのようなことを防止するために、組織的に用いるものはすべて対象とすることにした。例えば、薬害エイズ問題の郡司メモは厚生省のファイルキャビネットにあったのだから、少なくともその部課で情報を共有化していることになる。また、省庁から自治体に出されたメモも少なくとも自治体側で２人以上で回覧すれば組織的に用いたことになるので情報公開の対象となるだろう。

●要綱案の問題点

以上はこの要綱案の優れている点だが、一方でこの要綱案で気になる点もいくつかある。たとえば、要綱案の第６（２）で不開示情報として「法人その他の団体に関する情報」が対象とされている。法人などの情報で不開示にされるものも当然あるだろうが、ここで「行政機関からの要請を受けて公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもの・・・」が不開示とされている。これは、企業の情報提出が法令で義務づけられていない任意提出資料について、通常公開しないこととなっている場合などについての規定であるが、この規定は濫用される可能性がある。すなわちこの規定があれば今後企業が情報を任意提出する場合に「情報公開の請求があっても出さないことを約束してくれ」という条件をつけるようになるだろう。
行政手法としては必要もあるだろうが、そもそも法令上で義務づけられていない情報について企業がなぜ出さなくてはならないのかという問題にもなる。例えば、東京都が震災時に物が落下してくる危険性のあるビルを調査したことがあるが、その具体的な危険個所の情報は非公開にされている。東京都の言い分としては、「ビルの建て主が任意に提出した資料だから出せない。もし出したらこれから調査に協力してもらえなくなる」ということのようだ。
しかし、東京都でも危ない動物を飼っている人の情報は、動物管理条例に基づいて公開されている。このような、国民の安全に関するものは、行政指導によるのではなくきちんと法令に基づいて情報収集し、公開の対象とするようにしていかねばならない。
また、要綱案の第８では「・・・行政文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、・・・行政文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる・・」とされている。
簡単に言うと、行政側が「文書はあるともないとも言えない」と主張することを認める規定である。自治体の条例ではこのような規定はなく、きわめて濫用の危険性が高い。ただ、外交・安全保障の事項については必要性も認められるだろうから、この規定の適用については手続きを複雑にするなどして、この規定を行政側が使いづらくすることが有効であると考えている。
いろいろなことを申し上げましたが、時間ですのでここで終わらせていただきます。（拍手）